

令和5年5月8日

利用者及び来館者の皆様へ

岐阜市少年自然の家  
所長 高田 一尚

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた運営について

標記について、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「5類移行後（5月8日以降）における対策」が示されたことを受け、岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課と協議の上、岐阜市少年自然の家における基本方針を下記のとおりといたします。

今後も、岐阜市少年自然の家の活動にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの継続」といった対策を講じることとします。
- ・利用者・来館者の皆様においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。  
また、職員については、活動対応状況に応じて着用、非着用を臨機応変に対応します。
- ・食堂や野外炊事場など食事の場面においては、「黙食」は必要なしとします。
- ・各室の定員制限はありません。
- ・今後、感染の拡大がみられた場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、人と人との距離を触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることがあります。

以上